



平成21年4月15日

各位

会社名 株式会社 ゴ ト ー
代表取締役社長 後 藤 行 宏
(JASDAQ・コード 9817)

(問合せ先)

責任者役職名 常務取締役管理本部長
氏 名 土 橋 文 彦
T E L 055 (923) 5100

定款一部変更に関するお知らせ

平成21年4月15日開催の当社取締役会において、「定款の一部変更の件」に関し、平成21年5月28日開催予定の第56期定時株主総会において、下記のとおり付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定時株主総会開催予定日 平成21年5月28日（木曜日）
2. 定款の一部変更の趣旨および目的

本件は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」という。）の施行を機に現行定款規定の見直しを行い、以下のとおり変更を行うものであります。

- (1) 決済合理化法附則第6条の定めにより、当社は株券電子化の施行日（平成21年1月5日）において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更が決議されたものとみなされておりますので、当社定款第8条（株券の発行）を削除し、併せて株券に関する文言の削除および修正を行うものであります。
- (2) 「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、当社定款規定のうち、実質株主および実質株主名簿に関する文言の削除および修正を行うものであります。
- (3) 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。
- (4) その他、必要な規定および文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。内容につきましては、別紙のとおりであります。

3. 日程

定時株主総会開催予定日	平成 21 年 5 月 28 日 (木曜日)
定款変更の効力発生予定日	平成 21 年 5 月 28 日 (木曜日)

以 上

別 紙

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更定款 (案)
<p>第1章 総則 (条文省略)</p>	<p>第1章 総則 (現行どおり)</p>
<p>(目的) 第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 (10) スポーツ施設、遊戯場の経営及び賃貸業 第3条～第7条 (条文省略)</p>	<p>(目的) 第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 (10) スポーツ施設、遊技場の経営及び賃貸業 第3条～第7条 (現行どおり)</p>
<p>(株式の発行)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第8条 当社は、株式に係る株券を発行する。 ② 前項の規程にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(単元未満株主の売渡請求) 第9条 単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ)は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと(以下、買増しという。)を当社に請求することができる。</p>	<p>(単元未満株主の売渡請求) 第8条 単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと(以下、買増しという。)を当社に請求することができる。</p>
<p>第10条 (条文省略)</p>	<p>第9条 (現行どおり)</p>
<p>(株主名簿管理人)</p>	<p>(株主名簿管理人)</p>
<p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。 ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。 ③ 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取、買増し、届出の受理、実質株主通知の受理その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p>	<p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。 ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、<u>公告する。</u> (削除)</p>

<p>(株式取扱規則)</p> <p>第 12 条 当社の株券の種類および株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取、買増し、<u>届出の受理、実質株主通知の受理</u>その他株式ならびに新株予約権に関する取扱ならびに手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会で定める株式取扱規則による。</p> <p>第 13 条～第 47 条 (条文省略)</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第 11 条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取、買増し、その他株式ならびに新株予約権に関する取扱ならびに手数料、<u>株主の権利行使に際しての手続き等</u>については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会で定める株式取扱規則による。</p> <p>第 12 条～第 46 条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第 1 条 当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、<u>株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p>第 2 条 当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第 3 条 本附則第 1 条から本状までの規定は、<u>平成 22 年 1 月 6 日をもってこれを削除する。</u></p>
---	---

以 上